

広島県告示第四百三十号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定によって、平成二十年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成二十年四月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 地籍調査本体事業

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
広島市	湯来町大字葛原の一部	交付決定の日、 平成二十一年三月三日
三原市	長谷町の一部、本郷町上北方の一部、小林の一部、荻原の一部	交付決定の日、 平成二十一年三月三日
尾道市	菅の一部、大塔の一部	交付決定の日、 平成二十一年三月三日
福山市	千田町大字千田、三丁目、四丁目の一部	交付決定の日、 平成二十一年三月三日
府中市	斗升の一部、上下の一部	交付決定の日、 平成二十一年三月三日
三次市	東酒屋町・下志和地町の一部、君田町東入君・西入君の一部、布野町上布野の一部、作木町大島の一部、作木町西野の一部、三和町羽出庭の一部、甲奴町西野・本郷の一部	交付決定の日、 平成二十一年三月三日
庄原市	総領町五箇の一部、東城町川西・川東の一部、東城町戸宇の一部	交付決定の日、 平成二十一年三月三日
東広島市	西条町大沢・森近・福本の一部、豊栄町乃美の一部、安芸津町風早・三津の一部、安芸津町木谷の一部	交付決定の日、 平成二十一年三月三日
廿日市市	飯山の一部、妙音寺原、石原茅谷溝ヶ休、駄荷城・駄荷	交付決定の日、 平成二十一年三月三日
安芸高田市	高宮町羽佐竹の一部	交付決定の日、 平成二十一年三月三日
坂町	町道本手十二号線の一部（官民境界等先行調査）	交付決定の日、 平成二十一年三月三日
北広島町	戸谷の一部、大朝の一部、文蔵山、今田の一部、平畑、中山の一部	交付決定の日、 平成二十一年三月三日
大崎上島町	西野の一部、中野の一部、東野の一部、木江の一部	交付決定の日、 平成二十一年三月三日

二 数値情報化事業

世羅町	安芸高田市	数値情報化を行う者の名称	数値情報化を行う地域	数値情報化を行う期間
西上原・川尻・東上原の一部	高宮町羽佐竹の一部			交付決定の日 平成二十一年三月三十一日
世羅町	神石高原町	小谷の一部、安田の一部、戸張の一部	坂瀬川の一部、福永の一部、安田の一部、笹尾の一部	交付決定の日 平成二十一年三月三十一日
				交付決定の日 平成二十一年三月三十一日